

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## みなし解散と清算中の法人

**Q**：最低資本金に達しなかった場合でも、3年間の復活期間内に増資をすれば会社の経営には特に支障はありませんか。

**A**：商法の改正により、平成8年3月31日(一部の地域は平成9年3月31日)までに最低資本金に達しなかった場合には、会社は解散したものとみなす旨が官報で公告されます。

この公告の日から起算して2月以内に登記申請しなかった場合には、いわゆる「みなし解散」になります。

「みなし解散」になった後でも、その後3年(平成11年5月31日まで)の間に一定の手続きをすれば増資または組織変更が認められます。

以上のことから猶予期限までに増資をしなくてもよいと考える経営者もおられるでしょう。しかし、ここで注意をしなければならないのは、「みなし解散」になった後から正式に増資等の登記手続きが完了するまでは、「清算中の法人」になってしまうということです。

「清算中の法人」になると通常の事業活動が行えません。

そればかりか「みなし解散」になった時点で会社は登記簿から除かれることになり、資格証明や印鑑証明がとれなくなり、金融機関からの融資も受けられなくなります。

そうすると、従業員だけでなく、取引先の会社についても多大な影響を及ぼすことになります。

したがって、3年間の復活期間に増資をすればいいと安易に考えているととんだこととなります。ご注意ください！

